

8月25日から第2次稼働 各種行政サービスさらに充実



昨年8月に第1次サービスが始まった住民基本台帳ネットワークシステム。8月25日から第2次サービスが開始し住民サービスの向上が図られます(役場町民課の窓口の様子)

住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」)の第2次サービスが八月二十五日から始まります。昨年八月に第1次サービスが開始され、行政機関の一部の事務で申請や届け出に住民票の写しの添付などが不要になりました。第2次サービスでは、全国どこの市区町村からでも住民票の写しが取れるようになるほか、住民基本台帳カード(以下「住基カード」)の交付が受けられるなど、住民サービスの向上と行政事務の効率化が図られます。今号では、住基ネット第2次サービスの概要についてお知らせします。

昨年八月、全国の市区町村が管理している住民基本台帳のネットワーク化が進められ、都道府県や指定情報処理機関が住民情報のうち、▼氏名▼生年月日▼性別▼住所▼住民票コード▼住所などの変更情報(六情報)の六つの本人確認情報(六情報)を保有することで、全国共通の本

人確認が可能になりました。このことにより、行政機関の一部の事務で申請や届け出に住民票の写しの添付が不要になったほか、恩給や共済年金の現況届けの提出なども必要がなくなりました。

現在、住民票の写しの交付は、住民登録をしている市区町村の窓口でしか取れませんでしたが、八月二十五日からは、住基ネットに参加している全国どこの市区町村でも本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略した

全国どこの市区町村でも住民票取れます

もの)が取れるようになります。

交付を受けるためには、運転免許証など官公署が発行した顔写真付きの証明書、または住基カードを窓口で提示する必要があります。交付手数料は交付する市区町村によって異なります。

住基カードで転入・転出手続きが簡素化

現在、転出する場合には住民登録をしている市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、転入先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住基カードの交付を受けている場合は、一定の事項を記入した転出届(「付記転出届」といいます)を住民登録している市区町村に郵送で行い、住基カードを転入先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、窓口に行くのが転入時の一回だけで済むようになります。ただし、郵送した付記転出届が住民登録をしている市区町村に届いていないと、手続きができませんので、配達日数を考慮の上、転入先の市区町村で手続きをしてください。

住基カードは2種類 希望者に有料で交付

第2次サービスの一つとして、住基カードを八月二十五日から希望者に交付します。住基カードの交付を希望する人は、役場本庁舎町民課で交付申請をしてください(役場各支所での申請はできません)。

申請に必要なものは印鑑、身分証明書(運転免許証など官公署が発行した顔写真付きの証明書です。顔写真付きの住基カードを希望するときは、申請前六カ月以内に撮影した写真(無帽、正面、無背景、縦4・5センチ×横3・5センチ)を準備してください。準備できない場合には、町民課で撮影します。

本人が申請したときは、即日交付となりますが、病気などで

住民基本台帳カードとは

住基カードは、銀行のキャッシュカードほどの大きさで、個人情報を守るための高度なセキュリティ機能を備えたICカードです。年齢や世帯主であるかどうかなどの制限はなく、どなたでも住民登録をしている市区町村で交付(有料)を受けられます。顔写真付きと顔写真なしの2種類があり、いずれかを選択可能。顔写真付きであれば、身分証明書として利用できます。有効期限は10年間で、他の市区町村へ転出したときや住民票コードを変更したときは無効になります。

個人情報保護対策に 万全を期しています

住基ネットでは、個人情報の保護が最も重要な課題。そのため国際的な基準を十分に踏まえ、制度面や技術面、運用面などあらゆる角度から十分な対策を講じています。

都道府県や指定情報処理機関が保有する情報は、六情報だけで、行政機関が提供された情報を目的以外に使用することは、法律で禁止されています。また、民間が住民票コードを利用することはできません。

外部と通信を行うときは、データを暗号化するほか、住基ネットを役場が使用する場合は、担当者以外が操作できないようパスワードなどで管理します。さらに、コンピュータの使用記録も保存され、いつ、だれが使用したのか追跡調査ができるシステムとなっています。

住民基本台帳ネットワークシステムに関する問い合わせは役場町民課(☎八二一三一一一内線二二二)へどうぞ。

見本カード

表面



裏面

